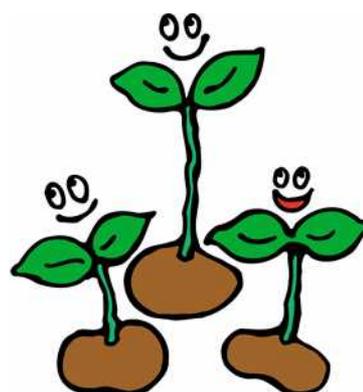


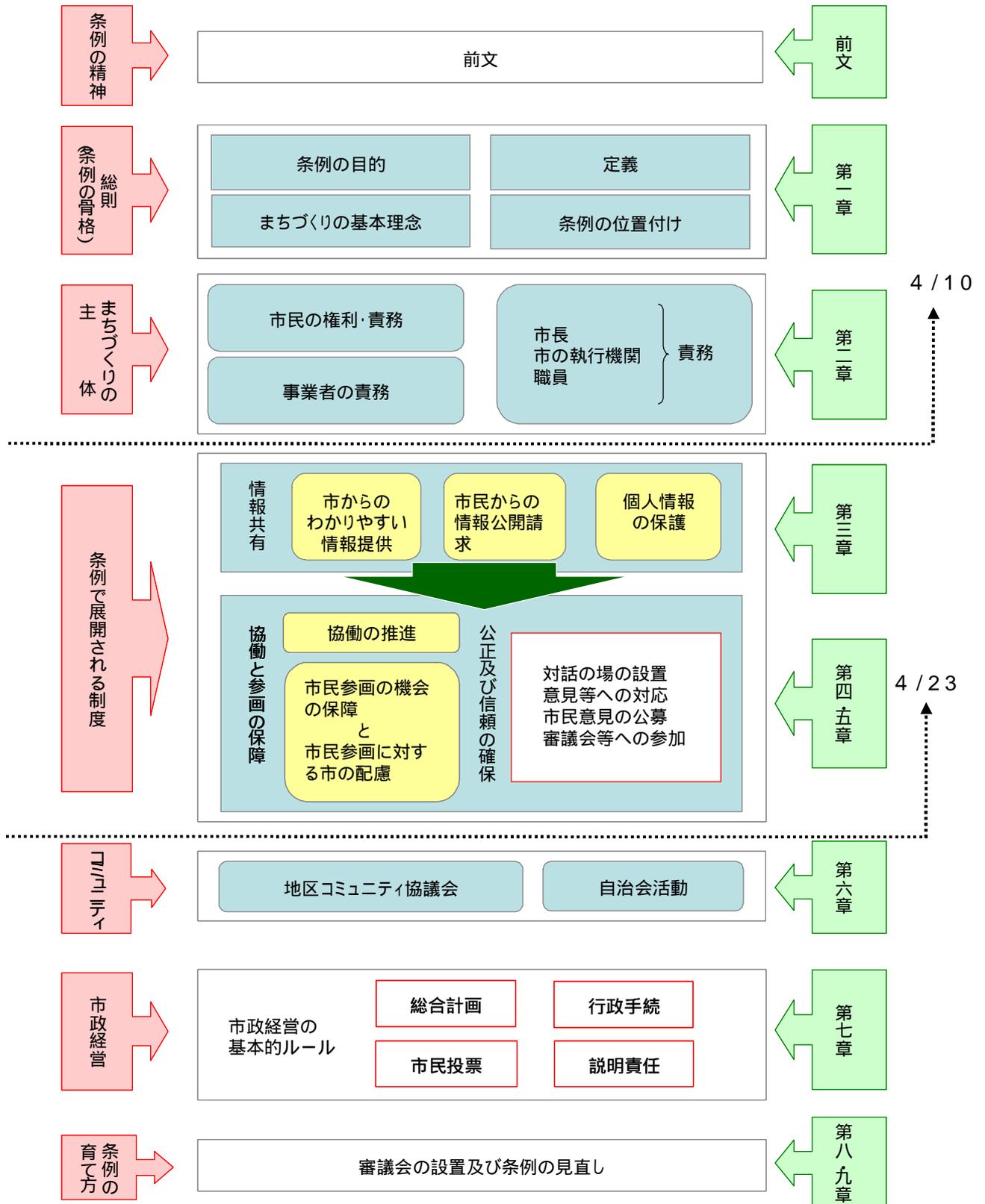
# 薩摩川内市自治基本条例 原案 ( 解説・論点 )

## 第 3 章 ~ 第 5 章



薩摩川内市 企画政策部 企画政策課

# 薩摩川内市自治基本条例 原案の構成



### 第3章 市民と市の情報共有

#### (情報の提供)

- 第10条 市は、その保有する情報を市民と共有するために、市民にわかりやすくその情報を提供しなければならない。
- 2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない。

#### < 論点 >

- 9 第2項は、「市民からの市への情報提供」を意図としているが、「市」が主語になっていることで違和感がないか。
- 10 資料5 5ページ64～85の意見を包括しているか。

#### < 条文の解説 >

市から市民へ、まちづくりに関する情報を積極的に提供することは、市民が自発的かつ積極的にまちづくりへ参画するためには欠かせない行為です。また、提供する際には、情報が正確に市民に皆さんに伝わるように、わかりやすく提供することも大切だと考えています。

また、市から市民の皆さんに必要な情報を提供する一方で、市民の皆さんが市に対して思っていること、必要だと思っていることを把握するため、情報収集に努力することも併記してあります。

なお、市民の皆さんと市の双方が持っている情報を共有するために、情報の広報体制の充実を図ることを明らかにしています。

#### (情報の公開)

- 第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

#### < 論点 >

- 11 「原則」という文言に違和感がないか。

#### < 条文の解説 >

市から市民の皆さんへ一方的な情報提供だけでなく、市民の皆さんの方から市が保有する情報へアクセスができるよう、情報の公開を明らかにしています。ただし、請求された情報をすべて公開するわけではなく「原則」という言葉を用いて、公開できない情報もあるということを明らかにしています。

内容に関しては、「情報公開条例」で定めます。

公開できない情報とは（「薩摩川内市情報公開条例」第7条）

法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている情報  
氏名、生年月日その他の記述により、その個人を識別することができる情報

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報

公にすることにより，個人の生命，身体，健康，生活，財産，名誉等の保護と犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがある情報

等

（個人情報の保護）

第12条 市は，個人の権利及び利益が侵されることのないよう，別に条例で定めるところにより，個人情報の収集，利用，提供，管理等について必要な措置を講じなければならない。

< 条文の解説 >

安全な情報共有の前提として，個人情報の保護が十分に図られないと，情報の提供・公開も進まないと考えるため，ここでは個人情報の保護を明らかにしています。

内容に関しては，「個人情報保護条例」で定めます。

## 第4章 協働と参画

（協働の推進）

第13条 市民及び市は，互いに連携を図りながら，協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は，公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について，市民がその担い手となれるよう，適切な措置を講じなければならない。

< 論点 >

12 第2項で「市民」が「公共的課題の解決や公共的サービスの提供の担い手となる」という直接的表現に違和感がないか。

< 条文の解説 >

まちづくりは，市，市民（個人，NPO，事業者，地区コミ，自治会など）が一体となって取り組むものと考えています。

そこで，個々で活動するのではなく，各主体が相互に連携を図り協働してまちづくりに取り組めば，更に薩摩川内市は発展すると考えます。

また，市民の皆さんがまちづくりに取り組むということは，公共的サービスを担うことであり，その活動を保障するための制度，仕組み，体制等の整備を市として進めていく必要があることを明らかにしています。

（市民参画の保障）

第14条 市は，まちづくりに対する市民の参画の機会を設けなければならない。

2 市は，市民がまちづくりに参画しないことによって不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

< 論点 >

13 第2項を盾に，利己主義を助長することにならないか。

< 条文の解説 >

協働の推進を図るには、市民のまちづくりへの参画は必要不可欠だと考えます。また、市民のまちづくりに参画する権利は、制度的に保障する必要があると考えます。ここでは、市民参画の原則を保障し、参画の機会を設けることを明らかにしています。

ただし、参画する意思はあるけれども、肢体が不自由であったり、勤務の都合上時間が取れなかったり、色々な理由で参画できない人びとが、まちづくりに参画しないことを理由として不利益を被らないよう、施策や運用の中で市として対処していくことの必要を明らかにしています。

第5章「公正及び信頼の確保」で、参画の仕方のメニューについて具体的に述べています。

( 計画過程等への参画 )

第15条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。

< 論点 >

14 第14条と明確な区別ができるか。

< 条文の解説 >

市は、市が実施する施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、市民の皆さんが市政に参画できるよう配慮する必要があることを明らかにしています。

配慮することとして、参画する事項に対する情報公開や事前の説明、また会議の開催場所、開催時間等の設定が考えられます。

## 第5章 公正及び信頼の確保

( 対話の場の設置 )

第16条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

< 条文の解説 >

市民の皆さんの意向が何処に向いているのかを把握するため、これからのまちづくりに対して、市が市民の皆さんに意見を求める必要があると考えるとき、また市民の皆さんから申し出があったときは、市は対話の場の設置を行うことを明らかにしています。

現在行われている対話の場

ふれあい市民会議

各種事業における出前講座

各種事業における個別の意見交換会，説明会 等

(意見等への対応)

- 第17条 市は、市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。
- 2 市は、市民から苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

<論点>

- 15 個人を攻撃したり、公共の福祉に反するような意見・要望・苦情等への対応については、この条項から排除したいと考えるがどうか。
- 16 意見・要望・改善・苦情の等の内容は公開すべきか。

<条文の解説>

市民の皆さんからの意見・要望等に対する的確な対応を図るのは、市民の皆さんから信託を受けている以上当然のことだと考えます。

また、同じく苦情が寄せられたときも、なぜそのような状態になったのが原因を調査し、分析することは大切なことです。また、その結果を、業務の改善に活かすなど適切な措置を講じることが大切だと考えます。

これからは、市民の皆さんから寄せられた意見・要望・苦情等はそのまま放置せず、積極的に解決していく姿勢が必要なことと考えます。

(市民意見の公募)

- 第18条 市は、本市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求めなければならない。

<条文の解説>

市民参画の方法、制度のひとつです。

本市の基本的な計画、構想等の策定の際に、その内容を事前に公表して、一ヶ月程度を目安に広く意見・情報の提供を受けて、取り入れるべき意見・情報に基づいて当初案を修正したり、取り入れられないものについてその理由を公表するという制度です。

この条例では、市民意見公募制度の実施だけを明らかにし、実際の手続は「パブリック・コメント手続実施要綱」を活用することとします。

(審議会等への参加)

- 第19条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。
- 2 審議会等の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。

<条文の解説>

これまで、審議会等への委員の任命、委嘱というのは、特定の団体の代表者や有力者が選ばれやすいという傾向がありました。しかし、この条項では、一般の

個人の市民の皆さんに参加の機会を拡充することを明らかにしています。

これは、任命過程に透明性、公平性をもたせる効果があります。

ただし、代表団体の意義や役割を軽視するものではなく、団体代表の持っている見識や組織的なバックボーンを活用することは、市民全体の利益となるので、審議内容に則した委員の構成を行うべきであることも明らかにしています。そのような観点を踏まえ、すべての審議会等に公募委員を認めるのではなく、同じように審議内容に則して参加が認められない場合があることも明らかにしています。

また、同時に会議の開催を周知し、市民に傍聴の機会を提供することを明らかにしています。

審議会等の公開の例外とは

法令又は条例等に特別の定めがあるもの

非公開情報を審議するとき

会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれのあるとき

等

< 論点 >

17 その他